

ー補助制度のご案内ー



© 鹿児島県ぐりぶー

燃料電池自動車(FCV)の導入に対する支援を行います



鹿児島県では、水素社会の実現に向けて、燃料電池自動車の普及を促進するため、燃料電池自動車の導入支援を行います。

対象となる方

- 1 県内に事業所を有する法人及び個人事業主(国, 地方公共団体並びにそれらが深く関与する団体を除く。)
- 2 上記1を対象に4年以上のリースを行うリース事業者



対象となる車両

- ・ 燃料電池自動車(FCV)

※国(経済産業省)のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の対象車両に限る

※車両の新規登録(新規検査届出)日期間は令和7年3月1日から令和8年2月28日までに初度登録された車両(新車購入に限る。)

補助金額

国(経済産業省)のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規定に定める補助金交付額の1/2以内(上限100万円)

※国(経済産業省)の補助制度と併用できます

補助の要件等

- ・ 補助金交付申請手続きは、車両登録及び代金支払いの完了後に行っていただくことになります。

※その他にも条件がございますので、詳細は事業開始時にお知らせします。

詳細について

- ・ 事業実施の準備が整い次第、募集を開始しますので、しばらくお待ちください。
- ・ 御不明な点がございましたら、県庁エネルギー対策課(電話:099-286-2417)まで、お問合せください。

県HPはこちら⇒

